

議題1 嘉手納町教育大綱の策定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3の規定により、「嘉手納町教育大綱」を次のとおり策定したいので、嘉手納町総合教育会議での協議・調整を求めます。